

別紙 9 業務報告書等、提出期限、提出方法

1. 提出方法

提出方法は、電子データ及び印刷物の両者を提出すること。ただし、【 】書きがあるものは【 】内記載の提出方法のみでよい。

2. 当日分を翌日から3日以内に提出するもの

- (1) 業務日誌
- (2) 電力日報
- (3) 危険予知活動報告
- (4) 水質・汚泥性状分析報告書
- (5) 設備点検報告書(日常点検、週点検)
- (6) 帳票(中央監視装置出力による日報)【印刷物のみ提出】
- (7) 雨水ポンプ運転記録
- (8) 降雨量記録チャート(小野田のみ)
- (9) 脱水汚泥搬出計量伝票【原本のみ提出】

2. 事案発生日及び事案完了日から5日以内に提出するもの

- (1) 機器故障措置報告書
- (2) 水質事故報告書

3. 当該設備点検完了日から5日以内に提出するもの

- (1) 設備点検報告書(月次点検、年次点検、法定点検等)

4. 当該水質・汚泥性状分析完了日から5日以内に提出するもの

- (1) 水質汚濁防止法第14条に基づく水質測定(分析)結果及び集計表
- (2) 下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査(分析)結果
- (3) 山口県公害防止条例第46条に基づく水質測定(分析)結果及び集計表
- (4) 脱水汚泥に含まれる金属等の分析(溶出試験)結果

5. 毎月当月分を翌月7日までに提出するもの

- (1) 月次業務実績報告書
- (2) 帳票(中央監視装置出力による日報及び月報)【電子データのみ提出】
- (3) 高千帆汚水中継ポンプ場運転データ(ペーパーレス記録計から取り出したデータをエクセル形式に変換したもの)【電子データのみ提出】
- (4) 環境衛生センターへの砂ろ過水送水量

- (5) 下水道法施行令第12条第1項及び同条第2項に基づく水質検査(分析)結果及びデータ集計表
【電子データのみ提出】

6. 発注者が求めた時に提出するもの

- (1) ユーティリティー調達集計(納入品名、使用量、残量)(原本の写し)
(2) 貸与物品台帳(原本の写し)
(3) 引継事項(原本の写し)

7. 毎年当該年度分を毎年4月15日までに提出するもの

- (1) 合流式下水道における次のもの
①年間独立降雨数、降雨量10～30mmの独立降雨数、未処理放流を実施した独立降雨数
②下水道法施行令第6条第2項による測定結果
③高速ろ過設備実負荷運転回数及び運転時間
(2) 各機場における当該年度内のディーゼル機関運転時間及び燃料使用量
(3) 各機場における当該年度内のし渣、不燃ごみ、沈砂の発生量
(4) 各機場における当該年度内の主ポンプ運転時間及び使用電力量
(5) 当該年度プロパンガス使用量及び浴室給湯用ボイラー燃料使用量
(6) 帳票(中央監視装置出力による年報)【電子データのみ提出】

8. 命じられてから7日以内に提出するもの

- (1) 改善計画書

9. 業務開始日の14日前までに提出するもの

- (1) 業務実施計画書

10. 臨機の措置

業務報告書等の提出予定日が土曜日、日曜日、祝日となる場合は、発注者へその旨を申し出、発注者、受注者協議のうえ改めて提出日を定めること。

11. その他の報告書

その他の報告書は、必要に応じ、発注者、受注者協議のうえ提出するものとする。